

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証に関する北海道食の安全・安心委員会 遺伝子組換え作物交雑等防止部会 検討結果報告

1 社会経済情勢の変化など

- 世界における遺伝子組換え作物の栽培状況は、ダイズ、トウモロコシ、ワタなどの油糧用や飼料用を中心に、平成30年(2018年)において26か国で栽培され、栽培面積は1億9,170万haと年々増加している。
- 我が国においては、食品衛生法に基づき安全性が確認されている遺伝子組換え食品は、令和元年(2019年)11月現在、8作物322品種あり、また、生物多様性への影響を評価するカルタヘナ法に基づき栽培が認められている遺伝子組換え農作物は8作物140品種あるが、バラを除き遺伝子組換え農作物の商業栽培は行われていない。
- 北海道においては、平成17年度(2005年度)に遺伝子組換え作物と一般作物との交雫や混入を防止し、生産上や流通上の混乱を防止するため、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雫等の防止に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制しているが、これまで条例に基づく許可申請、届出はない。
- 遺伝子組換え作物等に関する道民の意識について、令和元年度(2019年度)に道が実施した道民意識調査によると、遺伝子組換え食品の安全性や遺伝子組換え作物を栽培することによる自然・環境への影響について、7割弱の方が不安に思っており過去3回の調査結果と比べても高い状況に変化はみられない一方で、世代別では20・30代において低下の傾向を示している。

また、地域意見交換会や道民意見募集では、遺伝子組換え作物に対する不安を持つなどの意見が多い中で、遺伝子組換え技術が必要になったときに対応できるよう技術開発は進めるべきであるが選択できるようにすることが大事、生産や流通の混乱防止などの観点から条例は必要、といった意見が出されるなど、条例制定当時から大きな変化はみられない。

〔※ 条例が規制の対象とする遺伝子組換え作物は、カルタヘナ法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物とされている。〕

- 昨今、新たな育種技術としてゲノム編集技術を利用して品種改良された農産物等が開発され、食品等として流通し得る段階を迎えており、この中にはカルタヘナ法の対象である「遺伝子組換え生物等」に該当するものと、該当しないものが存在している。

農林水産省は令和元年(2019年)10月に、環境省から平成31年(2019年)2月に発出された通知に基づき、農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物について、生物多様性影響の観点から使用者に情報を求める際の具体的な手続を定め公表した。

また、厚生労働省は令和元年(2019年)9月に、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品について、安全性審査は不要であるが届出を求めるなどの食品衛生上の取扱いを定めるとともに、消費者庁では令和元年(2019年)9月に、当該食品を食品表示基準の表示対象とせず義務化しないなどの表示上の取扱いを整理した。

2 条例等の取扱い

(1) 条例について

[取扱い]

条例は、現時点では見直しの必要はない。

[理由]

道が実施した道民からの意見聴取等の結果を踏まえると、引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することが必要であると判断されるため。

(2) 「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」について

[取扱い]

「遺伝子組換え作物の栽培等による交雫等防止措置基準」は、現時点では見直しの必要はない。

[理由]

遺伝子組換え作物と一般作物の交雫防止に関する現行の隔離距離基準等について、見直しの検討を要する新たな科学的知見や技術等はみられず、本基準は妥当と判断されるため。

3 附帯意見

道民からの意見聴取等の結果から、遺伝子組換え技術については、多くの道民は安全性などに対して不安を感じている状況にあることから、食品の選択の機会を確保するため、遺伝子組換え食品の表示制度の充実とともに、道民が正確な情報に基づき食品を選択できるよう情報の提供などが重要である。

また、ゲノム編集技術については、道民が十分に理解している状況ではないとともに、安全性などに対して不安を感じていることから、国において消費者に丁寧に情報提供する必要があるほか、食品の選択の機会を確保していくことが必要である。

以上のことから、附帯意見として次の点について提言する。

(1) 道は、遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組むこと。

(2) 道は、遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実とともに、ゲノム編集技術及びゲノム編集技術を利用した食品について不安を抱く国民への丁寧な説明、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法の開発、表示など消費者が食品の選択ができる仕組みの創設を国に対して求めること。

(3) 道は、遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や交雫等防止措置基準について、隨時、必要な対応を行うこと。